

指定整備記録簿

品保部品質管理課

○目視等による検査

制 動 力						前 照 灯		前 部 霧 灯		警 音 器		
前 軸	前 軸	右	N	軸重	左右差	取 付 高 さ	右	左	電感・テスト	速度計の誤差 +・-	排 気 騒 音 電感・テスト	
	前 軸	左	N	kg	N/kg		cd	デシベル				
	前 軸	右	N	軸重	左右差		N	km/h	デシベル			
	前 軸	左	N	kg	N/kg		cm	cm	OBD 検査結果			C O
	後 軸	右	N	軸重	左右差		N	良・否	%			
後 軸	後 軸	左	N	N/kg	N/kg	cm	左・右	左・右	タイヤの振れ	4へ 2へ、特殊	H C	
	後 軸	右	N	軸重	左右差	N	良・否	ppm				
	後 軸	左	N	N/kg	N/kg	cm	主×100	主×100	サイド・スリップ			異音・粒子状物質
	後 軸	右	N	軸重	左右差	N	イン・アウト	電感・テスト	%			
	後 軸	左	N	N/kg	N/kg	cm	副×100	副×100	mm			m ⁻¹
計		N	車両重量		N/kg	光 度	cd	cd				
手動		N	kg	N/kg	cd		cd					
走行テスト等の方法と結果												

構造	最低地上高	最大安定傾斜角度	最小回転半径
①	原動機及び動力伝達装置	走行装置	操縦装置
②	制動装置	緩衝装置	燃料装置及び電気装置
③	車枠及び車体	連結装置	乗車装置及び物品積載装置
④	騒音防止装置	前面ガラスその他の窓ガラス	騒音防止装置
⑤	ばい煙等の発散防止装置	灯火装置及び反射器	警報装置
⑥	指示装置	視野を確保する装置	走行距離計その他の計器
⑦	防火装置	内圧容器及びその附属装置	自動運行装置
⑧	その他		

自動車の種別		用途		車体の形状		車名		型式		乗車定員		最大積載量	
普通・小型・軽・大特		自家用・事業用		長さ		高さ		総排気量又は定格出力		燃料の種類		その他	
車両重量	車両総重量	原動機の型式	長さ	幅	高さ	総排気量又は定格出力	燃料の種類	乗車定員		最大積載量		その他	
kg	kg		cm	cm	cm	kw	ガソリン・軽油 LPG・その他	人		kg		kg	

依頼者の氏名等	年 月 日	(依頼者の依頼事項)	初度登録年月又は初度検査年月
受付年月日			年 月
依頼者の氏名			検査の年月日
又は名称及び住所			年 月 日
(備考)			自動車検査員の氏名
			保安基準適合証及び保安基準適合標章の番号
			保安基準適合標章交付
			有・無
			限定保安基準適合証の番号

備考

- (1)「点検及び整備の概要等」欄は、点検の項目ごとの点検の結果（限定保安基準適合証を交付した場合にあつては、限定自動車検査証に記載された保安基準に適合しない部分）、必要となつた整備の概要及び交換した部品を記載するほか、次に掲げる事項を記載すること。
- a 車台番号
b 自動車登録番号又は車両番号
- (2) 前軸又は後軸が一軸である場合には、「前軸」又は「後軸」の欄に記載にあつては、「前前軸」の欄又は「後後軸」の欄に記載すること。この場合において、三輪自動車であるときは、「右」の欄に記載すること。
- (3) 一軸である場合には、「前軸」及び「後軸」の欄の記載にあつては、「前前軸」の欄又は「後後軸」の欄に記載すること。
- (4) 「前軸」、「後軸」、「計」及び「手動」の欄の記載にあつては、制動力の計量単位として、ニュートンのほか、キログラムを用いることができる。この場合においては、同欄中「N/kg」の文字に代えて「%」の文字を表示し、「N」の文字に代えて「kg」の文字を表示すること。
- (5) 「目視等による検査」欄には、別表第二の構造に関する検査のうちのロ、装置に関する検査（その2）及び装置に関する検査（その3）の項目についての検査結果を記載すること。